


所管部課	市民部 市民課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市多機能端末機による証明書等の発行に関する規則の一部		を改正する規則について		
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1)改正の要旨 住民基本台帳法の改正に伴い、除かれた住民票の写し、除かれた戸籍の附票の写しに関する文言を修正するものである。</p> <p>(2)影響及び効果 制度の趣旨に沿った対応が図られる。</p> <p>(3)施行日 公布日から施行する。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和2年3月 文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。